

広島県選挙管理委員会告示第二十二号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条第一項及び第四条第二項の規定により、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙を令和五年四月九日に行う。

令和五年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明